

小林昭彦裁判長は 明け渡し判決を取り消せ！

耕作者の同意のない売買は違法・無効だ！

みなさん。3月4日、東京高裁第19民事部・小林昭彦裁判長のもとで成田市の専業農家・市東孝雄さんの農地裁判・第4回弁論が行われます。

空港建設のための農地取り上げを、耕作者を守るためにつくられた農地法を違法・脱法的に用いて行おうという前代未聞の裁判です。対象とされる農地は市東家が100年近く耕し続け、戦後の農地解放で自作地になるはずが、戦争のために帰還が遅れ残存小作地として残されてしまったものです。

農地改革を引き継いだ農地法は、地主的な土地所有を否定し、耕作者自らが所有することが最も適切であると定めています。市東さんが耕し続けている限り、奪われる理由は一切ないのです。

空港会社は、農地の取得ができないにも関わらず、地主から底地を買っていたのだと称し、農地の明け渡しを迫ってきました。空港会社は、15年にわたって地主に地代をおさめさせるなどして売買自体を隠し続け、市東さんは耕作を続けてきました。



日比谷公園から東京高裁包囲へデモ行進
(昨年10月8日)

そもそも、地主が農地を農地のまま売買する際には、小作人の同意が必要不可欠です。転用目的の場合は、その土地で農業が続けられなくなるため、なおのこと同意が必要なのは明らかです。

ところが、一審の千葉地裁・多見谷寿郎裁判長は、戦後初めて耕作者の同意なき底地売買を認め、専業農家に離農を強制する不当な明け渡し判決を下しました。

証拠・証人調べ、徹底審理を行え！

一審では、必要な証拠・証人調べが行われず、とりわけ土地売買過程に関する事実が明らかになっていません。別件裁判での、耕作場所に関する同意書・境界確認書の作成過程に関わる文書提出命令を、空港会社は拒否しています。土地明け渡しの前提である賃借地の特定自体が偽造文書であることを自認したのです。偽造文書に基づく、空港会社の訴えは直ちに棄却されなければなりません。

高裁では、徹底的な審理で空港会社こそが裁かれなくてはなりません。絶対に証拠・証人調べが必要です。「小林裁判長は明け渡し判決を取り消せ」の声を共に上げてください。

(2月19日)

3・4裁判闘争 タイムスケジュール

- 10:30 ~ リレートーク
(東京高裁前)
- 11:20 をメドに
日比谷公園霞門に移動
- 12:00 ~ 高裁包囲デモ
- 13:50 高裁前再結集
- 14:00 署名提出行動
~ 傍聴整理券交付
- 15:00 ~ 口頭弁論



東京高裁第19民事部
小林昭彦裁判長